

令和3年度

第4回第二農地部会定例会議事録

令和3年7月30日（金）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和3年度 第4回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年7月30日(金) 午後2時15分

会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一  
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一  
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一  
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志  
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一  
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫  
(三和区) 福原 弥

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(大潟区) 細谷 正夫  
(三和区) 高橋 浩一の2名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 任	春谷 政男	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	関間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

21番 望月 博 22番 山本 誠信

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

- ② 浦川原区駐在室管内分
  - 議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- ③ 大島区駐在室管内分
  - 報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について
  - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ④ 牧区駐在室管内分
  - 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- ⑤ 柿崎区駐在室管内分
  - 報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について
  - 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
  - 議案第 2 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について
- ⑥ 大潟区駐在室管内分
  - 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
  - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ⑦ 頸城区駐在室管内分
  - 議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
  - 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ⑧ 吉川区駐在室管内分
  - 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- ⑨ 三和区駐在室管内分
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
  - 議案第 3 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時15分  それでは、これより令和3年度第4回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】  会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】  事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、欠席委員なしであり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員17名、欠席推進委員2名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】  次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>21番 望月 博 委員、22番 山本 誠信 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】  議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>24番 笠原 浩一 委員の発声をお願いします。</p>
	<p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】  これより、議案等の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪安塚区駐在室の議案≫  最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について≫  議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局の説</p>

明を求めます。

安塚区  
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、ご説明いたします。1頁をご覧ください。

「1農業振興地域の農用地区域への編入」、番号1番から3番までの3件です。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった上越農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

変更理由はいずれも中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後10年以上耕作を継続する意向があることから農用地として確保すべき土地として編入するもので、同法第10条第3項第5号に該当していると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

#### <議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が1件、借り手、貸し手共に1名です。利用権を設定する土地は、田1筆、1,052㎡で、再設定1件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁番号2142番に掲載いたしましたので、ご覧ください。

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### ≪浦川原区駐在室の議案≫

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について＞

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願ひします。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」をご説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。

1 農業振興地域の農用地区域への編入、番号1番は、浦川原区の中山間地域直接支払の対象農地に、新たに追加される田1筆です。

変更理由は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後10年以上耕作を継続する意向があることから農用地として確保すべき土地として編入するもので、同法第10条第3項第5号の「農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」に該当します。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

≪報告第1号 農用地利用集積計画変更について≫

議 長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。2901番から2902番までの2件です。

いずれも同一借受人の案件で、全て小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が1件で、合計3件です。借り手、貸し手共に3名です。

利用権を設定する土地は、地目が「田」24筆19,102㎡、「畑」5筆611㎡です。再設定2件、新規設定1件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁2970番から5項2972番までの3件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定1件についてご説明いたします。

3頁2970番は、これまで貸人の父親が耕作されていましたが、父親の死亡により労力不足となったことから、同じ地域内で経営を拡大している地域の認定農業者に貸し付けるものです。

なお、これら3件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### 〈牧区駐在室の議案〉

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

#### 〈議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について〉

議 長

議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

牧区

議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」説明いたします。

駐在室

議案書は1頁をご覧ください。番号3301番の1件です。

牧区宮口地内の農地に「一般個人住宅」を建設するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、現在、県外に居住していますが、1年後に退職を迎えることから、帰郷し、亡き父が所有していた住宅に居住する予定でいましたが、住宅が国道405号線の拡幅工事により、移転を余儀なくされたことから、申請農地に一般個人住宅を建設するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地に該当しますが、事業計画は「一般個人住宅」であり、許可基準の「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

工期は許可日から令和3年12月31日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は自然浸透及び宅地側の側溝を介して農業用排水路へ放流することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

**《柿崎区駐在室の議案》**

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

**＜報告第1号 農用地利用集積計画変更について＞**

議 長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号3701番から3702番までの2件です。

いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**＜議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について＞**

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号3701番から3702番までの2件です。

番号3701番は、柿崎区上下浜地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。申請者夫婦は現在、市内のアパートで暮らしていますが、子供の成長に伴い住

まいが手狭になったこと、また、子育てなど将来の事を考え、夫の実家に隣接する申請農地に新築することを計画いたしました。土地は親戚である譲渡人から売買により取得できることから、申請地に一般個人住宅を建築するものです。

農地区分は、住宅等に囲まれた広がりのない生産性の低い小規模な農地であるため、第2種農地に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は住宅1棟、建築面積137㎡で建蔽率は28.42%です。工期は許可後から令和3年11月30日までです。

転用にあたり、生活排水は合併浄化槽により処理し、雨水は自然浸透することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

番号3702番は、柿崎区直海浜地内の農地を「駐車場」として利用するものです。5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、鉄骨建造物の工事や建設機械等の加工修理を手掛ける建設会社の代表者を務めています。近年工場に搬入・搬出を行う鋼材の原材料等の搬送車両の大型化が進み、敷地内の通路が十分に確保できない状態にあります。このことから、工場に出入りする従業員や工事業者などの来訪者が車両を駐車する際、手狭であり不便さを感じています。不足している駐車スペースを確保するため工場に近接する申請農地を取得し、来客用及び従業員用の駐車場として利用するものです。

農地区分は、住宅等に囲まれた広がりのない生産性の低い小規模な農地であるため、第2種農地に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、申請面積245㎡及び隣接する雑種地96㎡を含め合計341㎡となり、11台分の駐車スペースを確保するものです。工期は令和3年8月20日から令和3年9月30日までです。

転用にあたり、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

＜議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」＞

議 長

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。議案書は7頁から8頁をご覧ください。

今回は、「実質化された人・農地プラン」11件について意見照会があったものです。詳細については、別冊の個表をお手元に配布しましたので、併せてご覧いただければと思います。

1番直海浜から8番角取までの8件は、地区内の過半の農地が中心経営体へ集積されている状況です。今後の農地利用は、地区内の中心経営体が現状を維持できない場合には、地区外からの入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進していくこととしています。

9番桜町新田から11番竹鼻までの3件は、未整備の圃場が多い地域のため、大型機械での作業は、困難で効率が良くないことから、農地集積が進まない状況にあります。今後は地区外からの入り作を希望する中心経営体へ農地を集約していく計画です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜大潟区駐在室の議案＞

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

大潟区駐在室です。宜しく申し上げます。

説明に入る前に、事前にお配りした議案について、本日お配りした議案に差し替えをお願いいたします。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。

議案番号4636番は、大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積200㎡を一般個人住宅として利用するため、孫との間で使用貸借権を設定するものです。

次に、議案番号4637番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積129㎡を一般個人住宅として利用するため、甥との間で賃借権を設定するものです。

次に、議案番号4638番は、大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積221㎡を一般個人住宅として利用するため、孫との間で使用貸借権を設定するものです。

これら3件の位置図は、2頁から4頁に掲載しましたのでご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので本件について承認します。

#### <議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、期間3年を超え6年以内が1件、借り手、貸し手共に1名です。利用権を設定する土地は田が2筆、5,983㎡で再設定です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、6頁、議案番号4636番に掲載いたしましたのでご覧ください。

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

〈頸城区駐在室の議案〉

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

〈議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について〉

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区

頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。「1 農用地区域からの除外」番号1番の1件です。農振変更申請地は、頸城区大蒲生田字土ノ下地内の「田」1筆 451㎡で、変更理由は、住宅建設のためです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

〈議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について〉

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

駐在室	<p>議案書は4頁をご覧ください。3の所有権を移転する土地は、畑3筆、354㎡で、買い手人数1名、売り手人数2名です。</p> <p>所有権移転の明細について、ご説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。番号5369番及び番号5370番の2件です。</p> <p>当該案件は、買い手の規模拡大要望により売買するものです。双方協議により対価額を総額で決定したため、10a当りの単価については、端数が生じます。</p> <p>なお、これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪吉川区駐在室の議案≫</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、借り手、貸し手共に1名で、利用権を設定する土地は、田が1筆856㎡で再設定です。</p> <p>2の利用権移転、3の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2頁6379番をご覧ください。</p> <p>なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま</p>

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号8602番の1件です。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案のとおりです。

契約内容は、売買による所有権移転です。譲渡人は三和区北代の「北代ブドウ園」の構成農家で、実際の経営は、譲渡人の父が行っておりましたが、高齢化により経営を断念することになり、同じブドウ園の構成農家である譲受人に売買するため、今回の申請となりました。譲受人も高齢ですが、20代のお孫さんと一緒にブドウ園を経営されています。

譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号8604番の1件です。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は、三和区番町地内の畑1筆47㎡です。

申請者は現在、市内で両親と共に暮らしてしていますが、将来の事を考え、既に宅地であった土地を購入し、一般個人住宅を建設するものです。

また、併せて家庭菜園や雪捨て場のスペース確保のために申請地を利用するものです。申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地に該当し、許可は可能と考えます。

土地利用計画は住宅1棟、建築面積67.07㎡で建蔽率は19.7%です。工事期間は、許可後から令和3年12月15日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は県道側溝への排水と、地下浸透で周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第3号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について>

議 長

議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。

「1 農用地区域からの除外」番号1番の1件です。

農振変更申請地は、三和区今保地内の「田」1筆2,167㎡の内、71.6㎡です。

変更理由は、県営圃場基盤整備事業による防火水槽の建設のためです。

この案件は、非農用地創設計画の調整結果によるものです。

6 頁に位置図、7 頁に土地利用計画図、8 頁から 9 頁に建設する構造物の図面を添付しましたので、併せてご覧ください。

なお、この案件につきましては、次回の第二農地部会定例会で農地転用案件として審議をいただく予定ですが、この防火水槽は、既に設置済みであるため、除外及び農地転用許可が決定される前に設置した経緯、詳細につきましては、次回の部会でご説明させていただきます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

大滝委員

農地法第 3 条許可申請の案件で譲渡人が議案書は康頼、調査書が康則となっており名前が違っているが、どちらが正しいのか。

三和区  
駐在室

譲渡人の氏名は議案書記載の康頼が正しく、調査書が間違っておりました。後ほど調査書を訂正いたします。

柿崎区  
駐在室

これより駐在室ごとに分かれて地区会議を行います。内容は田、畑の売買価格に関する調査についてです。今年度から地区会議で調査結果を説明し、その結果に基づき県農業会議へ回答することとなりました。

議 長

他に何かありますでしょうか。何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦勞様でした。

【7. その他】

柿崎区

上野部会長、ありがとうございました。

駐在室長	次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。
柿崎区 駐在室長	<p><b>【8. 部会長職務代理あいさつ】</b></p> <p>閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。</p> <p>(岸田職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【9. 閉会】</b></p> <p>以上をもちまして、令和3年度第4回第二農地部会定例会を閉会いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>
午後2時45分終了	